災害時におけるキャンピングカーの無償提供に関する協定

彦根市 株式会社エムランド

# 災害時におけるキャンピングカーの無償提供に関する協定

彦根市(以下「甲」という。)と株式会社エムランド(以下「乙」という。)とは、 災害が発生または発生のおそれがある場合や感染症がまん延した場合(以下「災害時」 という。)におけるキャンピングカー(以下「車両」という。)の無償提供に関して、 次のとおり協定を締結する。

### (要請内容)

- 第1条 甲は、災害時において、車両の確保を図る必要があるときは、乙に対し車両の 提供を要請することができる。
  - (1) 応急避難及び避難所生活等に使用する場合
  - (2) その他、甲乙が協議し必要と認められる場合

#### (要請手続及び引き渡し)

第2条 甲が乙に車両の提供を要請するときは、車両提供書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話で要請し、後日速やかに車両提供要請書(別記様式第1号)を提出するものとする。

なお、乙は、甲から要請があった場合、対応が可能な範囲で要請に応じるものとするが、被災したこと等により協力ができない場合は、その旨を甲に連絡するものとする。

- (1) 乙は、甲から車両の提供要請があった場合は、自動車検査証が有効であり、かつ十分な保険を付した上で提供するものとする。
- (2) 車両の提供にあたっては、原則として甲が指定する場所へ車両を移送するものとする。ただし、乙又は乙が指定する者による移送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が車両を移送するものとする。
- (3) 甲が乙に対して車両の提供を要請する場合、当該移送に使用する車両を緊急または優先車両として通行できるよう可能な範囲で支援するものとする。甲は、乙から車両の提供を受けた場合は、当該車両等に係る運転者の運転免許証の提示および連絡先の報告を乙に対して行うものとする。
- (4) 甲に提供した車両の返却方法は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

### (実績報告)

第3条 乙は、第2条の規定により車両の提供を実施したときは、車両提供報告書(別記様式第2号)により、甲に報告するものとする。また、車両の提供が終了した時は 実績報告書(別記様式第3号)を提出するものとする。ただし、緊急を要するときは 口頭、電話、ファックス等により甲に報告し、後日速やかに文書を提出するものとす る。

#### (費用負担)

第4条 第2条の規定により乙が車両を提供した場合に要した費用等については、乙が 負担するものとする。ただし、甲の承認を得た費用については、この限りでない。

#### (損害賠償等)

- 第5条 車両の提供に伴い、甲及び乙の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合又は車両提供等に損害が生じた場合、甲及び乙は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲及び乙に報告し、その措置については、甲乙が協議のうえ、決定するものとする。
- 2 甲は、甲及び甲の要請により派遣された者の過失により乙の車両を損傷した場合は、当該損傷に係る修理等の費用を負担するものとする。

### (連絡責任者)

第6条 甲及び乙の連絡責任者を別途定めるものとする。ただし、連絡責任者等に変更が生じた場合は、速やかに相手方へ報告するものとする。

## (有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1箇月前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間延長されたものとし、以後同様とする。

#### (その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義等の生じた事項について は、必要に応じ、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その 1通を保有するものとする。

2022年(令和4年)10月4日

彦根市元町4番2号

彦根市

彦根市長 和田 裕行

彦根市野瀬町178番地1 株式会社 エムランド 代表取締役 藤本 昌樹